

支給要件確認申立書
障害者介助等助成金(職場支援員の配置又は委嘱助成金及び職場復帰支援助成金)

事業主記載事項

○ 事業活動等に係る状況(はい又はいいのどちらかを○で囲んでください。)
(裏面の「記入にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答ください。)

- 1 障害者雇用納付金関係助成金(以下「助成金」という。)の不正受給により当該助成金の不支給措置が執られている。
- 2 認定申請を行おうとする日の前日から過去1年間に労働関係法令違反により送検処分を受けた。
- 3 関係法令で社会保険等(厚生年金保険、健康保険、雇用保険等)の加入が義務付けられている事業主等であって、加入していない又は加入していても当該支給対象障害者の社会保険料等を支払っていない。
- 4 助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っている事業主である。
- 5 以下(1)~(8)のいずれかに該当する暴力団関係事業所の事業主である。
 - (1) 事業主、又は事業主が法人である場合、当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうちに暴力団員に該当する者がいる。
 - (2) 暴力団員をその業務に従事させ、又は従事させるおそれがある。
 - (3) 暴力団員がその事業活動を支配している。
 - (4) 暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - (5) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (7) 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - (8) (1)から(7)までに該当する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている。
- 6 役員等が、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している。
- 7 次の(1)から(3)までに掲げる事項について、あらかじめ同意する。
 - (1) 機構が助成金の支給に係る審査に必要な事項について確認を行う際に協力すること
 - (2) 不正受給を行った場合、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)が当該事業主等を公表すること
 - (3) 不正受給等により受給した助成金を返還等すること

(はい ・ いいえ)

(はい ・ いいえ)

(はい ・ いいえ)

(はい ・ いいえ)

(はい ・ いいえ)

(はい ・ いいえ)

(はい ・ いいえ)

該当する方を○で囲んでください

1から7までの記載事項については、いずれも相違なく、変更が生じた場合は速やかに申し出ます。また、1から7までの事業活動等又はその他の審査に必要な事項についての確認を機構が行う場合には協力します。

令和4年6月20日 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

所在地 千葉県千葉市* * * * * * * * * * * * * * * *

申請事業主

事業主名 雇用ビジネス株式会社

法人番号 * * * * * * * * * * *

代表者の役職及び氏名 代表取締役 千葉 花子

申請に係る事業所

所在地 神奈川県横浜市* * * * * * * * * * * * * * * *

事業所名 雇用ビジネス株式会社 横浜事業所

連絡先

所属先名称(部署等) 総務部 幕張 太郎
及び氏名

電話番号

****-****-****

社会保険労務士
記入欄

事務所名
及び担当社会保険労務士名

電話
番号